

インターネット上の誹謗中傷の抑止に係る法整備を求める 意見書

インターネットの普及やSNSの発達等により、人々は簡易にコミュニケーションをとることができるようになったが、一方で、匿名であることを利用した誹謗中傷が後を絶たず、本市においても、本邦外出身者等を対象としたインターネット表現活動において看過できない人権侵害が発生するなど、深刻な社会問題となっている。

国においては、他人の権利を侵害する情報流通への対策として、平成13年に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を定め、被害者による加害者の発信者情報の開示請求に係る制度を整備し、インターネット上における様々な権利侵害についても対応してきた。

しかしながら、現在の制度では、開示された発信者情報だけでは発信者を特定できない場面の増加や発信者を特定するための裁判手続の負担等が課題となっており、国では、発信者情報開示の在り方に関する研究会を開催し、課題解決に向けた検討を行っているが、被害の発生状況を鑑みると、早急な対応が求められている。

本市においては、本年10月、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく川崎市差別防止対策等審査会からの答申により、特定のインターネット表現活動について、SNS事業者に対しコンテンツの削除申請などの対応を取っているが、地方公共団体からの申請に係る制度が整備されておらず事業者側が削除に応じない事態が懸念されている。

よって、国におかれては、インターネット上の誹謗中傷を抑止し、迅速かつ円滑な被害者救済を実現するため、開示対象となる発信者情報の追加や、被害者の負担軽減につながる裁判手続の簡略化を図るとともに、地方公共団体からの要請による投稿の削除に係るSNS事業者の責任を免除するための法整備を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣